

伊丹市立伊丹高等学校食堂運営事業  
に係る公募型プロポーザル実施要領

令和7年（2025年）12月  
伊丹市立伊丹高等学校

## 1. 業務概要

### (1) 業務事業名

伊丹市立伊丹高等学校食堂運営事業

### (2) 目的

本校内における生徒を対象とした厚生施設である食堂において、本校生徒に昼食を提供することで、保護者の負担軽減を図り、保護者の就労と育児の両立及び心身の健康保持のため並びに生徒の心身を健全育成・保持することを支援する。

### (3) 募集内容

本校の厚生施設（食堂）において、本校生徒に対する昼食の販売業務

詳細は別添「伊丹市立伊丹高等学校食堂運営事業仕様書」のとおり

### (4) 施設概要

① 場 所	兵庫県伊丹市行基町4丁目1番地
② 施設	伊丹市立伊丹高等学校 3号館地下1階
③ 廉房	（使用可対象部分）141.253 m <sup>2</sup>
④ 食堂	（共用：使用許可対象外）収容人数 現在約 200 人
⑤ 利用対象者	本校 生徒約 720 人（18 クラス） 教職員約 70 人
⑥ 設備内容	基本的な厨房設備（別添） 食堂テーブル・椅子は本校にて設置済み

### (5) 協定期間

協定締結日から令和9年（2027年）3月31日まで

① 履行期間	令和8年（2026年）4月1日（水）から令和9年（2027年）3月31日（水）まで
--------	---

② 営業日	原則として土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する日、長期休業期間（夏季・冬季・春季休暇）、定期考査中を除いた、生徒登校日とする。なお、学校行事の日等は、学校と相談のうえ、営業日を決定することとする。
-------	--

③ 営業時間	原則として午前11時30分から午後1時30分までの間とし、営業時間の調整については、食堂業者からの提案を受け、別途協議するものとする。
--------	---

## 2. 食堂運営事業実施の条件

（1） 実施方法	伊丹市教育委員会より教育財産の目的外使用許可を受けたうえで、食堂運営事業を行うこと。なお、厨房部分にかかる使用料は免除とする。
----------	---

（2） 条件等	伊丹市行政財産使用料条例、伊丹市公有財産規則、伊丹市並びに本校の定める規定を遵守すること。
---------	---

また、使用許可期間終了又は許可が取り消された場合は、使用業者において速やかに原状回復すること。

熱中症対策など生徒の心身を健全育成するために自動販売機等を設置する場合は、設置について表明するとともに、出店決定後、速やかに使用許可

の手続を行うこと。自動販売機設置の際は、販売品目、価格、台数、設置場所について学校と協議すること。自動販売機ごとに、学校職員立会のもと、出店業者の負担により子メーターを設置すること。自動販売機を設置する場合は、本体面積等に基づく使用料及び電気代を負担すること。

本業務に係る発注者の費用は無料とする。

- (3) 販売品目等 調理による昼食を提供するものとし、受注者は販売品目及び販売方法について、高校と協議のうえ決定すること。
- (4) 販売価格 販売価格は、生徒の福利厚生施設であることを踏まえ、適切な価格で提供するよう努めること。なお、消費税率改正や物価の高騰など社会的情勢の変化等により販売価格の改正の申し出があり、その必要性が妥当と判断される場合を除き、販売価格は据え置くものとする。

### 3. 参加資格

- プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者とする。
- (1) 会社更生法第17条に基づく更生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (2) 民事再生法第21条第1項に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (3) 破産法第18条第1項若しくは第19条に基づく破産の申し立てがなされていないこと。
- (4) 伊丹市入札参加資格制限基準に基づく入札参加資格制限又は伊丹市入札参加停止基準に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (5) 伊丹市暴力団排除条例（平成24年伊丹市条例第4号）第2条に指定する暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当しないと認められること。

### 4. スケジュール（予定）

公示	令和7年12月2日(火)
質問受付締切	令和7年12月9日(火)正午まで
質問回答	令和7年12月16日(火)
企画提案参加受付締切	令和7年12月23日(火)正午まで
企画提案書等受付締切	令和8年1月7日(水)正午まで
プレゼンテーション	令和8年1月14日(水)
審査結果通知	審査終了後速やかに通知
協定締結（予定）	令和8年3月末日までに協定締結予定
*食堂内覧	令和7年12月2日(火)～令和8年1月7日(水) 平日午後2時から午後4時まで 事前にご連絡のうえ、ご来校ください。

### 5. 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限 令和7年12月9日(火)正午まで（必着）
- (2) 提出方法 質問書【様式1】により、「13 担当部署」宛てにメールにて提出。メールの件名は次のとおりとし、電話にて送達確認す

ること。

件名：伊丹市立伊丹高等学校食堂運営事業\_質問（事業者名）

(3) 回答予定日

令和7年12月16日（火）

(4) 回答

質問と回答については、質問者の名称等を伏せて質問者すべてに回答するとともに、本校ホームページへ掲載する。

## 6. 企画提案の参加について

(1) 提出書類

参加届【様式2】

(2) 提出期限

令和7年12月23日（火）正午まで（必着）

(3) 提出方法

「13 担当部署」宛てにメールにて提出。メールの件名は次のとおりとし、電話にて送達確認すること。

件名：伊丹市立伊丹高等学校食堂運営事業\_参加（事業者名）

## 7. 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類

企画提案書【様式3】

- ・会社概要
- ・会社の事業概要（事業内容、類似事業実績等）
- ・食堂等運営事業計画（従業員配置計画、運営内容、提供メニュー・価格見積書）

(2) 提出期限等

令和8年1月7日（月）正午まで（必着）

「13 担当部署」宛てにメールにて提出。メールの件名は次のとおりとし、電話にて送達確認すること。

件名：伊丹市立伊丹高等学校食堂運営事業\_企画提案（事業者名）

## 8. 審査方法

(1) プロポーザルの審査

提出された企画提案書等の書類の審査及び企画提案内容等について、下記9.の(1)～(4)で示す審査基準に基づいて採点した結果、最も高い評価を得た者を優先受託候補者、次点の者を次点受託候補者として選定する。

(2) 実施日程等

① 実施日	令和8年（2026年）1月14日（水）15時30分
② 出席人数	3名まで
③ 実施方法	<ul style="list-style-type: none"><li>・プレゼンテーションは、パワーポイント等を用いて30分以内とする。</li><li>・プロジェクター及びスクリーンは高校が用意するが、パソコン及びケーブル等は参加事業者が準備すること。</li><li>・プレゼンテーションで使用する資料は、提出書類（企画提案書等）に記載した内容に基づくものとし、新たな内容の資料提示は認めない。</li></ul>

	・試食（1食）に関する費用については参加事業者が負担し、配膳等に係る準備は参加事業者が行うこと。
--	--

### （3） 審査結果の通知

審査結果は、審査後、速やかに各提案事業者宛に通知予定。

## 9. 審査基準及び配点

- |   |          |
|---|----------|
| (1) 事業者評価                               | 25点／100点 |
| (2) 企画提案内容評価<br>(主な事業概要、衛生管理体制、危機管理体制等) | 55点／100点 |
| (3) 價格評価                                | 10点／100点 |
| (4) 試食                                  | 10点／100点 |

## 10. 失格事項

本プロポーザルの提案事業者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限、作成形式等が、本要領に適合していないとき。
- (2) 別添の「伊丹市立伊丹高等学校食堂運営事業仕様書」に記載している要件を満たさないとき。
- (3) 「3. 参加資格要件」を満たしていないとき、あるいは虚偽の申請を行い、参加資格を得たとき。
- (4) 受託候補者決定の前に、伊丹市入札参加資格制限基準に基づく入札参加資格制限又は伊丹市入札参加停止基準に基づく入札参加停止措置を受けたとき、又は地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないことの規定に抵触することが明らかとなったとき。
- (5) 正当な理由がなくプレゼンテーション等に出席しなかったとき。
- (6) 提案内容を審査した結果、その得点が50点に満たなかったとき。

## 11. 協定

- (1) プロポーザル手続きにおいて選定された受託候補者と伊丹市の間で速やかに選定後の提案内容を確認する場を設け、実現方法について、精査した結果提出された提案書の範囲内で妥当と認められる場合は、両者協議の上、提案内容の追加・変更及び削除を行い、本協定を行うものとする。また、受託候補者と協議が整わない場合は、市は次点受託候補者と協議を行うこととする。
- (2) 選定された受託候補者の提案において虚偽の記載、不正及び違反が認められた場合は、当該事業者に対する本選考結果は無効とし、次点受託候補者と交渉を行うこととする。
- (3) 本実施要領、仕様書の定めのほか、本事業に必要な事項については本協定締結後、別途協議を行うものとする。

## 12. その他留意事項

- (1) 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該書類を無効とともに、入札参加停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返還しない。
- (4) プロポーザル以外の用途には提出者に無断で使用しない。
- (5) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (6) 受託候補者は、提出書類及びプロポーザル審査で利用した資料を電子納品すること。また、プロポーザル審査については、録音・録画等実施することを許容すること。
- (7) 食品衛生責任者は原則として変更できないものとする。ただし、やむを得ない理由により変更する必要がある場合には、高校と協議のうえ決定するものとする。
- (8) 伊丹市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、原則として公開の対象文書となる。ただし、公開により、その者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報は非公開となる場合があるため、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。
- (9) 本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響が出るおそれのある情報については、協定締結後の公開とする。

## 13. 担当部署（問い合わせ先）

伊丹市立伊丹高等学校 事務室 担当：前田、辻田  
〒664-0857 伊丹市行基町4丁目1番地  
TEL : 072-772-2040 (直通)  
FAX : 072-777-8640  
e-mail:600701@city.itami.lg.jp